

各登録水質検査機関の長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長
(公 印 省 略)

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」の
一部改正における留意事項について

厚生労働省健康局長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」（平成15年10月10日付け健発第1010004号。以下「局長通知」という。）については、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知「「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」の一部改正について」（令和3年3月26日付け生食発0326第11号）をもってその一部が改正され、令和3年4月1日から適用されることとなった。

本改正を踏まえ、下記のとおり関係通知等について改正を行うこととしたので、貴職におかれては、御留意の上、遺漏なきよう御対応願いたい。

記

第1 関係通知等の改正

- 1 厚生労働省健康局水道課長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年10月10日付け健水発第1010001号）の一部改正について

別紙1新旧対照表のとおり改正したこと。主な改正事項は次のとおりである。

- (1) 第1の2において、水道法施行規則第10条（給水開始前の水質検査）との整合を図る観点から「残留塩素の検査」を「消毒の残留効果の確認」に改めるとともに、残留塩素検査方法告示により検査を行う旨を削除したこと。
- (2) 別添4に示す目標15農薬類の表1農薬類検査方法一覧中、カルボフランの検査方法からHPLCーポストカラム法を削除したこと。検査方法の別添方法14からカルボフランを削除したこと。
- (3) 別添4に示す目標31ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）の検査方法の対象項目に、ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHS）を追加したこと。
- (4) 別添4に示す目標15農薬類の検査方法の別添方法23において、試料に含まれる残留塩素の除去の手順を追加したこと。

- 2 厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」（平成4年12月21日付け衛水第270号）の一部改正について

別表第4に掲げる「要検討項目」及び別表第6に掲げる「その他農薬類」について、別紙2新旧対照表のとおり改正したこと。主な改正事項は次のとおりである。

- (1) 要検討項目にペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHS）を追加したこと。
- (2) 内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価に基づき、その他農薬類のバリダマイシンに

目標値を設定したこと。

第2 適用日

令和3年4月1日から適用すること。